

□	□	□	□	□	□
殿					

税務署長 \_\_\_\_\_

印

### 年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付でされた \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。

この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内になります。

区 分			① 更正前の額	② 更正後の額	③ 増減(△印)差額 (② - ①)	
所得金額	所得	①				
	所得	②				
	所得	③				
	所得	④				
	計 (総所得)	⑤				円
	所得	⑥				
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑦				
	小規模企業共済等掛料控除	⑧				
	生命保険料控除	⑨				
	地震保険料控除	⑩				
	寡婦・寡天、障害者、勤労学生、	⑪				
	配偶者(特別)控除	⑫				
	扶養控除	⑬				
	基礎控除	⑭				
	⑦ から ⑫ までの計	⑮				
	雑医療費(特例)控除	⑯				
	寄附金控除	⑰				
	所得控除額の計	⑱				
	課税される所得金額	総所得	⑲			
	(⑱の金額を⑥、⑦から順に控除)	所得	⑳			
	算出税額	⑲ に対する税額	㉑			
		⑳ に対する税額	㉒			
計		㉓				
所得税額から差し引かれる金額	控除	㉔				
	控除	㉕				
	控除	㉖				
差引所得税額 (㉑ - ㉔ - ㉕ - ㉖)	(引ききれないときは0)	㉗				
災害減免額		㉘				
再差引所得税額 (基準所得税額)	(㉗ - ㉘)	㉙				
復興特別所得税額 (㉙ × 2.1%)		㉚				
所得税及び復興特別所得税の額 (㉙ + ㉚)		㉛				
外国税額控除		㉜				
源泉徴収税額		㉝				
申告(納)税額	( - - )	㉞		円		
予定納税額	第 1 期	㉟				
	第 2 期	㊱				
確定納税額	納付すべき税額	㊲				
	還付金の額に相当する税額	㊳				
差引減少(△印)する税額 (㊲ - ㊳)		㊴				

## 【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。